

中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ (セーフティネット保証5号ーイ)の認定申請について

■【対象者及び要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店(支店)登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が狭山市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
- 3 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。
- 4 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

※認定要件にはイ-①、②および③の3通りがあり、申請用紙がそれぞれ異なります。

〈認定要件〉

	行っている事業と指定業種の関係	売上高等の減少等に対する認定基準の適用関係
イ-①	1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は兼業者(※1)であって、行っている事業が全て指定業種に属する	企業全体の売上高等の減少等が企業認定基準を満たす
イ-②	兼業者(※1)であって、主たる事業(※2)が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する	主たる業種及び企業全体の売上高等の減少等の双方が企業認定基準を満たす
イ-③	兼業者であって、1つ以上の指定業種(主たる業種かどうかは問わない)に属する事業を行っている	行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響(※3)を与えていることによって、企業全体の売上高等の減少等が企業認定基準を満たす

(※1) 兼業者とは2つ以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

(※2) 主たる事業とは、原則最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

(※3) 相当程度の影響とは、企業全体の最近3ヶ月の前年同期の売上高等に対する指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であることをいう。

★認定に必要な提出書類については2枚目を参照願います。

■認定に必要な提出書類

次に掲げる書類は、最低限必要な書類です。場合によっては、下記に掲げる書類以外にも、事実関係の確認に必要な書類のご提出を求める場合があります。

	必要書類の名称	部数	備考・注意事項
①	5号(イ)認定申請書	2	指定様式による認定申請書を記入(5号(イ)①・②・③の3種類があります)。認定申請書に捺印する印鑑は、実印に限る。
②	売上高等計算表	1	指定様式による売上高等計算表を記入(5号(イ)①・②・③の3種類があります)。兼業者の場合は業種ごとに売上を分けて記入してください。
③	許認可書の写し	1	許認可等が必要な業種の場合は、すべての許認可証及び変更届等の写し(※建設業で許可を取得していない事業者は、売上元帳・請求書のコピー等が必要。)
④	履歴事項全部証明書 ※現在事項証明書は不可	1	3ヶ月以内のもの(提出は写しも可だが、必ず原本も持参すること)。認定後の融資お申込みの際、法務局にて取得する書類が再度必要となる場合がありますので、申込先(金融機関、商工会議所等)へご確認下さい。
⑤	【法人】決算書の写し 【個人】確定申告書の写し	1	直近のもの (税務署の収受印があるもの、または電子申告の受信通知を添付したもの) ※法人の場合は、勘定科目内訳書を含む
⑥	最近3ヶ月間及び1年前の同月の月別売上高が確認できる資料 (試算表や売上台帳など)	1	「売上高に間違いがない」旨の証明をしたもの。 (資料の余白に証明をすること) <u>必ず実印を捺印。</u>

◎申請時に、実印が必要になる場合がありますのでお持ち下さい。

※中小企業者以外(金融機関の担当者など)が申請手続きを行う場合は、委任状が必要となります。

※「最近3ヶ月」とは、原則として申請日が属する月の直近3ヶ月間を指します。
ただし、申請月の前月分を集計できない場合は、その前月から3ヶ月とします。

【例】申請月が12月の場合、最近3ヶ月は11月・10月・9月となります。
ただし、11月分の売上を集計できない場合は、10月・9月・8月となります。

※当該認定により必ずしも、融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問い合わせ】 狭山市商業観光課 TEL 04-2953-1111 内線 2552